

平成 27 年 8 月 28 日
電力広域的運営推進機関

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の状況について

送配電等業務指針第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号アからカまでの要件について、要件適否の状況を取りまとめましたので、結果を公表いたします。

記

・公表対象要件

送配電等業務指針第 2 3 条第 1 項第 2 号アからカまでの要件

別添 1 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の状況について

2 送配電等業務指針第 2 3 条第 1 項第 2 号アからエまでの要件適否の状況に係る詳細について

※本公表資料は平成 2 7 年 6 月末時点のデータの公表となります。なお最新（平成 2 7 年 7 月末時点）の状況については、第 4 回広域系統整備委員会（平成 2 7 年 8 月 2 4 日開催）の資料をご覧ください。

以 上

広域的取引の環境整備に関する 検討開始要件適否の状況について

2015年8月28日
電力広域的運営推進機関

要件適否の状況について

①連系線について(送配電等業務指針第23条第1項第2号ア～エ)

2

- 連系線の利用実績(2014年7月～2015年6月)、年間計画(2015年9月～2017年3月)、長期計画(2017～2024年度)、および市場取引状況(2014年7月～2015年6月)について、平成27年6月末現在で取りまとめた結果、送配電等業務指針(以下「指針」という。)第23条第1項第2号アからエまでの要件に適合した連系線は下表のとおりです。

＜詳細は 別添2 をご確認ください＞

要件に適合した 連系線	適合した検討開始要件				現在の状況
	ア 連系線の 利用実績	イ 連系線の 年間計画	ウ 連系線の 長期計画	エ 市場取引 状況	
北海道本州間連系設備	○	○	○		・設備増強予定 (2019年目途:60万kW⇒90万kW)
東北東京間連系線		○	○		・計画策定プロセス実施中 (電気供給事業者からの提起)
東京中部間連系設備	○	○	○	○	・設備増強予定 (2020年目途:120万kW⇒210万kW) ・計画策定プロセス実施中 (安定供給の確保を目的とした210万kW から300万kWまでの増強)

(送配電等業務指針第23条第1項第2号ア～エ)

検討項目	適合要件
ア 連系線の利用実績	連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。)
イ 連系線の年間計画	連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合。
ウ 連系線の長期計画	連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合。
エ 市場取引状況	卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。 ^{※1}

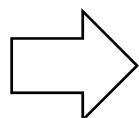
※1 「市場分断処理」とは、約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。

要件適否の状況について

4

②地内基幹送電線の制約による出力制限の実績(指針第23条第1項第2号オ)

年間最大・最少需要発生時の地内基幹送電線の空容量実績が運用容量の5%以下となった場合又は電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている申出があった場合で、発電に恒常的な制限が発生している事実が確認されたとき。



- 一般電気事業者送配電部門より2014年度の実績データを収集
- 電気供給事業者に対して発電設備の出力制限に関する情報提供を依頼

以上を実施した結果、指針第23条第1項第2号オの要件に該当する地内基幹送電線の制約による出力制限の実績はありませんでした。

＜参考＞地内基幹送電線の制約による出力制限の実績に関する計画策定プロセスの検討開始要件とは
(送配電等業務指針第23条第1項第2号オ)

検討項目	適合要件
カ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績	一般電気事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき。

要件適否の状況について

5

③電気供給事業者の増強ニーズについて(指針第23条第1項第2号カ)

過去の計画策定プロセスで増強に至らなかった広域連系系統について、事業者の増強ニーズなどを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。

➡ 過去の計画策定プロセスで増強に至らなかった広域連系系統がないため、指針第23条第1項第2号カの要件に該当する案件はありませんでした。

＜参考＞電気供給事業者の増強ニーズに関する計画策定プロセスの検討開始要件とは

(送配電等業務指針第23条第1項第2号カ)

検討項目	適合要件
カ 電気供給事業者の増強ニーズ	複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合。

○計画策定プロセスの広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

計画策定プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環境整備に関する検討開始の要件適否の状況について定期的に報告することが、業務規程、送配電等業務指針に規定されています。

業務規程

「計画策定プロセス」は、以下により開始する。

- 一 広域機関による発議
- 二 電気供給事業者による提起
- 三 国の審議会等からの要請

「広域機関による発議」は、以下の観点から、送配電等業務指針で定める検討開始要件により判断する。

- ア 安定供給 : 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点
- イ 広域的取引の環境整備 : 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

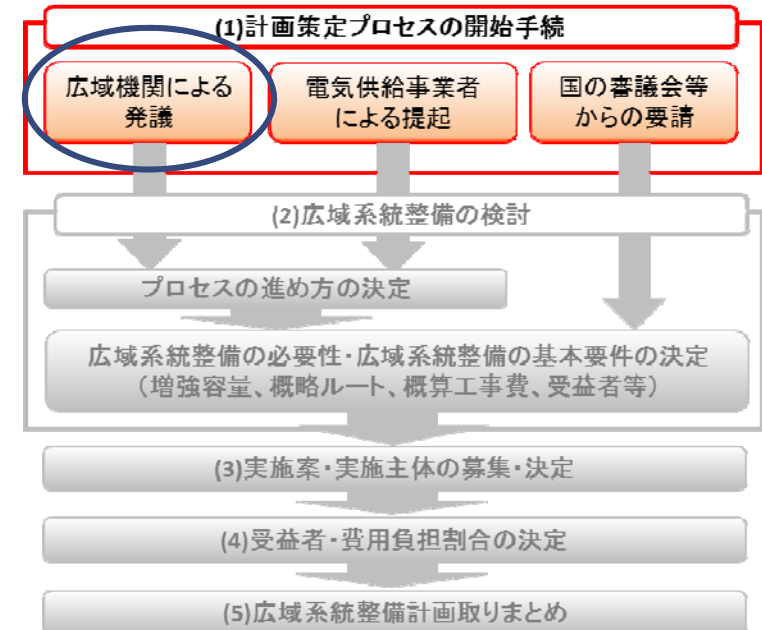
送配電等業務指針

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件は以下のとおり。

- ア 連系線の利用実績
- イ 連系線の年間計画
- ウ 連系線の長期計画
- エ 市場取引状況
- オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績
- カ 電気供給事業者の増強ニーズ

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合



要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

四半期に1回

年1回

本資料によるご報告

別添2

送配電等業務指針第23条第1項第2号アからエまでの要件適否の状況に係る詳細について(6月末現在)

ア. 地域間連系統の利用実績

空容量/運用容量が5%以下の時間数比率

連系統	2014/7～2015/6		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系統設備	0%	29%	○
東北東京間連系統	0%	0%	
東京中部間連系統設備	4%	28%	○
中部関西間連系統	0%	0%	
北陸関西間連系統	0%	0%	
関西中国間連系統	0%	0%	
中国四国間連系統	0%	0%	
中国九州間連系統	0%	2%	
中部北陸間連系統設備	4%	4%	
関西四国間連系統設備	0%	22%	※
中部北陸間連系統設備 北陸関西間連系統迂回	0%	0%	
関西四国間連系統設備 中国四国間連系統迂回	0%	0%	

イ. 地域間連系統の年間計画

空容量/運用容量が5%以下の時間数比率

連系統	2015/9～2017/3		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系統設備	4%	53%	○
東北東京間連系統	33%	0%	○
東京中部間連系統設備	0%	55%	○
中部関西間連系統	1%	2%	
北陸関西間連系統	0%	0%	
関西中国間連系統	0%	0%	
中国四国間連系統	0%	0%	
中国九州間連系統	0%	16%	
中部北陸間連系統設備	8%	8%	
関西四国間連系統設備	0%	0%	
中部北陸間連系統設備 北陸関西間連系統迂回	0%	0%	
関西四国間連系統設備 中国四国間連系統迂回	0%	0%	

判定 ○ :運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が、過去1年間で20%以上となった場合

※他の連系統への迂回が可能である潮流については、他の連系統に迂回したものとして取り扱い総合的に判断する

ウ. 地域間連系統の長期計画

空容量/運用容量

連系統	時間帯	方向	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	判定
北海道本州間連系統設備	ピーク	順方向	13%	13%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	○
		逆方向	4%	4%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	○
東北東京間連系統	ピーク	順方向	13%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	○
		逆方向	567%	587%	669%	669%	777%	769%	769%	769%	
東京中部間連系統設備	ピーク	順方向	63%	63%	63%	63%	36%	33%	33%	33%	
		逆方向	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	○
中部関西間連系統	ピーク	順方向	124%	117%	117%	131%	131%	126%	126%	126%	
		逆方向	56%	60%	60%	53%	53%	55%	55%	55%	
北陸関西間連系統	ピーク	順方向	100%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	
		逆方向	92%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	93%	
関西中国間連系統	ピーク	順方向	131%	131%	124%	124%	124%	124%	124%	124%	
		逆方向	35%	30%	35%	35%	35%	35%	35%	33%	
中国四国間連系統	ピーク	順方向	29%	27%	27%	27%	27%	27%	27%	27%	
		逆方向	93%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	
中国九州間連系統	ピーク	順方向	858%	859%	859%	859%	859%	859%	859%	859%	
		逆方向	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	18%	
中部北陸間連系統設備	ピーク	順方向	188%	192%	192%	192%	192%	192%	192%	192%	
		逆方向	12%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	※
関西四国間連系統設備	ピーク	順方向	14%	14%	14%	14%	14%	14%	14%	14%	
		逆方向	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	※
中部北陸間連系統設備 北陸関西間連系統迂回	ピーク	順方向	59%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	
		逆方向	84%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	82%	
関西四国間連系統設備 中国四国間連系統迂回	ピーク	順方向	21%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	
		逆方向	46%	47%	47%	47%	47%	47%	47%	47%	

:運用容量に対する空容量が10%以下の年

判定 ○ :運用容量に対する空容量が10%以下の年が3年以上となった場合

※他の連系統への迂回が可能である潮流については、他の連系統に迂回したものとして取り扱い総合的に判断する

エ. 市場取引状況

市場分断処理の時間数比率(2014/7～2015/6)

連系統	北海道本州		東北東京		東京中部		中部北陸		中部関西		北陸関西	
方向	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆
分断比率	1.1%	3.8%	0.0%	0.0%	2.4%	24.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
判定						○						

連系統	関西中国		関西四国		中国四国		中国九州	
方向	順	逆	順	逆	順	逆	順	逆
分断比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
判定								

判定 ○ :過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上